

○議長（岡 弘悟君）次に、順番5、18番 土井君。

〔18番（土井裕美子君）登壇〕

○18番（土井裕美子君）皆さん、こんにちは。

私の名前は土井裕美子といます。きょうは手話言語条例について質問をします。よろしくをお願いします。

ちょっとつたない手話でございましたが、やっぱりこの手話言語条例を質問するにあたり、私も手話を少し勉強しないといけないなということで、少しだけですけども、手話を勉強させていただきました。

大変難しい、日常使っていない手話ですので、何回もやらないと覚えられませぬし、継続してこういう取り組みをしていかないといけないんだなということ、大変実感させていただきました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、一つ目ですが、一つ目の質問は、手話言語条例施行後の施策の充実についてでございます。

橋本市におきましては、平成29年の3月議会におきまして、委員会提案で橋本市手話言語条例が全会一致で制定されました。皆さまも記憶に新しいところでございますが、そして、この4月からの手話言語条例施行後、いくつもの取り組みをされてまいりましたけれども、まだまだ手話が言語であるという認識に基づく施策は十分であるとは言えないというふうに思います。

今後、さらなる橋本市における施策の充実を求め、障がいのある人もない人も、全ての人が安全に安心して暮らせる橋本市の実現に向けて、何点か質問をしたいと思います。

①まず、本市における、手話の取り組みの

現状をお教えてください。

②市内に聴覚障がい児は何名いますか。また、その聴覚障がい児に対しての情報保障というのはどのようにされていますか。

③市職員の手話の獲得に向けての研修についてはどのようにされていますか。

④市、これは福祉課なんですけれども、福祉課主催の手話教室は開催されていますか。

⑤事業者、いわゆるスーパーであるとかコンビニ、それから個人病院などへの手話講習会受講の啓発はされていらっしゃるでしょうか。

⑥市民病院においては手話通訳者の設置はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、2項目めの質問は、養育費の受け取り支援策についてでございます。

平成23年の民法の一部改正によりまして、協議離婚の際には、父母が協議して定めるべき事項として養育費の分担と面会交流があること、これらの取り決めをするときは子の利益を最も優先して考慮しなければならないということが民法に明記されました。

そもそも養育費というのは、子どもを監護、養育するために必要な費用であり、離婚によって親権者でなくなった親であっても、子どもと離れて暮らすことになった親であっても、子どもにとっては親であることには変わりありません。子どもに対して、自分と同じ水準の生活ができるようにする義務が親にはあります。

近年、子どもの貧困や貧困の連鎖ということが大変話題になっておりますが、ひとり親家庭の中で、離婚した配偶者から養育費を受け取っていないということも、その大きな要因の一つとなっております。

そのため、先進的な自治体では、養育費の確保支援のために、離婚した人が養育費を確実に受け取れるように市が保証料を負担する制度をモデル事業として始めたり、市独自のパンフレットを作成して、養育費に特化した弁護士相談やメール相談を始めるところも出てまいりました。

本市におきましても、子育て支援の観点から、ひとり親家庭の現状をしっかりと把握し、早急にその対策を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

壇上での質問はこれで終わります。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君の質問項目1、手話言語条例施行後の施策の充実に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）手話言語条例施行後の施策の充実について、お答えします。

一点目の、本市における手話の取り組みの現状については、本市からの委託事業として、橋本市身体障がい者連盟が行っている手話講習会事業における手話奉仕員養成研修や、橋本市社会福祉協議会が行っている福祉教育推進の学習の一つに、聴覚障がい者理解のための学習、そして、市の新規採用職員の研修があります。

また、条例施行後においては、橋本市手話言語条例のリーフレットの作成、手話動画のホームページへの掲載のほか、手話を使えない人用に磁気ボードを購入して設置しています。

二点目の、聴覚障がい児の人数については、障害者手帳の交付を受けている方が現在6名となっています。

情報保障としては、出産後、聴覚検査を実施し、さらなる検査が必要なら産婦人科から

耳鼻咽喉科を紹介し、精密検査を受けることとしています。聴覚障がい判明した場合は、病院から聾学校の情報が提供されています。

福祉課では、身体障害者手帳の交付時に、補聴器の購入や修理費用の情報を提供しています。また、身体障害者手帳の交付対象にならない児童に対しても補聴器の購入費の助成をしています。

三点目の、市職員の手話獲得に向けての研修ですが、平成30年度から伊都振興局健康福祉部橋本保健所において、県職員、市町村職員、事業所職員向け手話講座の研修を既に5回開催され、市職員7名及び市民病院職員3名が参加をしています。

四点目の、市主催の手話教室については、開催はしていません。

五点目の、事業者などへ直接手話講習会受講の啓発は行っていませんが、手話講習会事業の募集については、広報はしもとや橋本市社協だよりに掲載をしています。

○議長（岡 弘悟君）市民病院事務局長。

〔病院事務局長（小林久義君）登壇〕

○病院事務局長（小林久義君）最後に、市民病院における手話通訳者の設置について、お答えします。

現在、市民病院において手話ができる職員は、看護師2名、事務職1名、計3名が在籍しています。しかしながら、その3名も手話通訳専属職員ではないため、日頃、手話の必要な患者さんに対しては、健康福祉部福祉課の協力のもと、医療の提供を行っています。

また、治療等にあたり、患者さんへの十分な説明と理解を求めていく必要があるため、筆談を交え、コミュニケーションを図るようにしています。特に、緊急時や福祉課より派遣される手話通訳者が同伴でない場合は、筆談が患者さんとの唯一のコミュニケーション手段となります。

そのほかには、和歌山県聴覚障害者情報センターと手話通訳者派遣契約を締結し、必要に応じて派遣依頼ができるような体制を整えたり、院内においては、外来等の受付に耳マークを表示しまして、手話の必要な患者さんに対して筆談対応の周知を行ったり、各部署の職員が手話の必要な患者さんの情報を共有できるように、電子カルテ上に耳マークを表示したりするなどの対応をとっています。

今後も、手話の必要な患者さんに安心できる医療を提供できるように、医療機関と連携を図るとともに、手話の必要な患者さんに限らず、その他の障がい者の方々にも安心して外来受診、入院していただけるような院内環境整備に努めてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君、再質問ありますか。

18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）六点ほど質問事項をいたしましたけども、これは全て、現在行われている市の手話言語条例制定後の施策がまだまだ不十分であるということで、今後もっとしっかりとやってほしいということの総合的な6項目でございまして、ちょっと1番とか2番がばらばらで前後する場合もありますけれども、お許しをいただきたいと思ひます。

まず、②から最初はちょっと聞きます。

聴覚障がい児童に対して、現在6名いらっしゃるということですが、今お話を聞かせていただいた限りにおいては、情報保障という観点では、ある程度のことにはされているのかなというふうに思ひますけれども、小学校で子どもたちが授業を受けるのに、何ら今のところ支障がないのかということと、学校のほうになるのかな、保護者に対して、学校制度の中における介助員制度というのが

たしかあったと思うんですけども、そういうのも使うことができますよというようなアドバイスとか助言とか、そういうことは学校現場のほうではされているのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）教育委員会として4名の児童が聴覚の障がいがあると把握しています。2名の子どもにつきましては県立和歌山ろう学校に入学しています。タクシー通学で、県からのタクシーの配車によって通学をしています。

あと2名の子どもについては、これは可能ですよというお話は、必要な場合はさせていただきますし、いろいろと協議もさせていただきたいと思ひますが、今の現状ではFMマイクというのを使って、学校の指導者のほうはここにマイクロフォンのようなものをつけて、子どもたちが聞きやすいような状況をつくっています。その子どもたちも週に1回、通級ということでおうちの方に車に乗っていただいて、県立ろう学校へ通級をしているという形になります。

よって、2名の児童が通学、そして、2名の児童が通級という形をとっています。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）しっかりやっただいてるようには思ひますが、介助員制度の説明はそのときどきに応じてさせていただいているという、その総合的な答えでよかったですね。ありがとうございます。

これからも、どのような子どもたちが入学してくるかわかりませんので、その辺のところについては、橋本市においても手話言語条例があるわけですから、しっかりとまた対応をしていただきたいというふうに思ひます。

それと、まず、今、市内の小・中学校で手話教室が開催されていると思うんですけど

も、現状は今、学校から、先ほど1番の答えの中で福祉部長がおっしゃっていた、社会福祉協議会の福祉事業ですか、の一環としての講習を行っているということなんですけれども、福祉課としてのかかわりというのはどのように現状としてはなっているのでしょうか。その辺の現状をもう少し詳しくお話いただけますでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）小・中学校の研修におきましては、社会福祉協議会が主催でやっていますけれども、手話の職員については市の職員で3名おりますので、もし必要ならばその職員も行っておりますけれども、その程度かなと思っております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）せっかく橋本市で手話言語条例ができてもう2年たつわけですから、この質問をするにあたりまして、いろんな市町村、手話言語条例を制定された後の市町村のことをいろいろ調べさせていただきましたならば、やはり、質問の④にも入るわけですけれども、市主催の手話教室というのが、残念ながら、現在、橋本市においてはなされていないということで、社会福祉協議会のほうにお願いをしているということなんですけれども、ぜひこれは、小・中学生の間から学校教育の間に、やはり手話は言語であるということ子どもたちにも学んでいただいて、体験をしていただいて、そして、総合学習になるかと思うんですけれども、その中で聾者の方たちの生活のご不便を実際体験していただいたりですとか、手話が言語であるんだということを学んでいっていただくためには、やっぱり学校教育の現場の中でも、福祉課がイニシアチブをとって、専任の手話通訳士さであるとか有資格者の派遣をしながら、しっかりとカリキュラム立てをして、それから、

学校現場に行くための研修もやっぱり必要だと思うので、中心的になっていただくのは社会福祉協議会ではなくて、福祉課がイニシアチブをとって、なおかつやはり、社会福祉協議会のほうにもご協力をいただいて、講師は聾者さんになると思うんですけれども、その辺のところを今後、市主催の手話教室、出前講座的な、小・中学校にかかわらず、事業者であるとかにも、誰でも参加できるような出前講座というのをぜひとも開催していただきたいというふうに考えておるんですけれども、その辺のところについての今後のお考えはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今回の質問で私もいろいろ調査させていただいたら、県内の市町村も結構多くの市町村で、市主催で小・中学校へ出向いて手話の講習をやっているというのを聞いております。

橋本市におきましても、社会福祉協議会主導でやっていたいて、今までも充実はしているんですけれども、平成31年度はもしかしたら今の方向性で変わらないかもわかりませんが、早い時期というか、早いときに市主催で小学校を中心に、例えば夏休み手話講習会を開くとか、その辺は早い段階で検討していきたいと思っております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）ぜひとも、もう条例施行以来2年がたっておりますので、平成31年はできないかもしれないといったら、平成32年になったら条例施行から何年たってんねんということになりますから、早くないですから、ぜひとも早急に。

もうそんなに予算は必要ないのではないかなと思うんですけれども、3名雇っていらっしやったら。現状、社会福祉協議会がやっていらっしやるところに福祉課の職員が入って

いただいて、あと、コミュニケーション授業とかで多分予算がいくらかついていると思うので、そういうところの予算を平成31年度も引っ張ってきていただいて、できると思うんです、1年待たなくても。

部長調べていただいたように、本当にほかの市町村ではもう市主催、福祉課が主催の出前講座というのをどんどん開催して、やっていっていますので、あと1年後とかそんなことを言わないで、もうすぐにでも開催していただきたいというふうに思います。出前講座もそうですし、それから、夏休みの子どもたちに向けての手話講座というの、本当にどんどん開催していただいています。

それから、関連になるんですけども、やっぱり啓発に関しても、ホームページで啓発していますということでございましたけれども、やはり聾者さんが日常生活の中で常に、スーパーであるとかコンビニであるとか、それから民間病院、そういうところに行かれた場合に、やはり少し手話ができる方が窓口に行ったら、とても安心感があるというか、あ、自分たちのことを理解していただいているんだなという思いになると思いますので、その辺の啓発活動をするのが市の責務であるというふうに、多分、条例の中に明記してあったと思うんです。周知していくというようなことを書いていましたので、そのイニシアチブをとるのは、じゃ、どこなのかといったら福祉課になると思いますので、福祉課がしっかりと旗を振っていただいて、進むべき方向性を出していただかないと、県がやっているからとか、どこどこが、誰かがやってくれるだろうとか、そういうことではなかなか進まないと思いますので、ぜひとも早急に進めていただきたいと思います。

それと、関連して、3番なんですけど、市職員に対しての手話の獲得ということで、今、

新人研修の中でやっていますということ等をお答えの中で。県主催でしたか、県主催の手話講座を5回開催されて、市職員が7名、市の病院職員が3名参加をしていますということでございましたけれども、これもいろいろ調べましたら、紀の川市では全職員を対象とした手話講座を開催されていらっしゃる。2回でしたか。

なかなか2回ぐらいでは習得することができませんので、継続してやっていきますというお話も聞かせていただいておりますし、先進的な事例を申し上げますと、兵庫県明石市なんかでは手話検定を行っている。手話検定などを活用した職員向けの手話研修をしている。職員のためのやさしく学べる手話動画を作成して、職員が率先して手話を身につけられるようにしているということでございまして、何と平成27、28年度では62名の方が手話検定を受検されたというようなこともお聞きしておりますので、新任研修でやるのはもうもちろんのことながら、今、現状、窓口で業務をされている方であるとか、市民病院も市の管轄でございますし、消防もしっかりでございますので、いろんな場面でやはり手話は言語であるということをも市の中核となる福祉課が考えて、いろんな情報発信をして、みんなに伝えていただきたいと思いますので、ぜひとも市職員に対する手話の獲得についてはもう少し力を入れてやっていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今の福祉のメンバーは、これについては積極的にやっていくということでもう話もできていますので、今のその職員研修については、うちとこじやなしに職員課もかかわってきますので、その辺は庁内で検討してやっていきたいと思っております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）職員課ということは総務部長になるわけですか。総合政策部長ですか。総合政策部長のご見解をお聞かせいただきたいのと、災害時においても、この聴覚障がい者の方々への対応がどのようなになっているのかということがわかれば、そのことについてもお話しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）職員研修については、今現在も新規採用職員については研修を行っているところなんですけど、今、健康福祉部長が申したとおり、福祉課が中心となって、市職員に対する研修については、職員研修の一環として導入できるかどうか、その辺もまた検討はしていきたいと、このように思っております。

○議長（岡 弘悟君）災害時の対応は。

危機管理監。

○危機管理監（吉本孝久君）まず、聴覚障がい者の方につきましては、携帯電話等を持っていればエリアメール等、プッシュでできるんですけども、それ以外の、情報端末を持っていない方につきましては、やはり自主防災会とかそういうふうな方の協力も得ながら進めてまいりたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）避難所等の対応はされていないということですか。

危機管理監。

○危機管理監（吉本孝久君）避難所につきましては、現在、要支援者の名簿をつくって、個別計画を作成中でございますので、各地区におきまして、自主防災会、民生委員等の協力も得ながら、個別支援計画を作成していったら、例えば、この方は福祉避難所に避難すべきであるというふうになれば、福祉避難所のほうとも協議しながら進めていきたいという

ふうに考えます。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）済みません、質問内容に書いていないので、あまり詳しく災害時の対応を聞くと大変申しわけないので、またそれはそれで調べさせていただいて、もしできていない場合は、災害時におけることに対する質問事項をまたさせていただきたいと思っております。

しかしながら、やはり災害時、みんなが不安になっているときに、聾者の方たちが不安になることも本当に余計あると思いますので、その辺の配慮もしっかりしていただきたいということは要望させていただきたいと思っております。

それともう一つ、今、福祉課が保健福祉センターにありまして、職員3名がそちらにいらっしゃるんですけども、例えば、聾者の方たちが本庁のほうに来られて、ちょっと通訳してほしいよというときは、ちゃんと職員が出向いて行ってやっていただけているんですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）その辺の調査はしていないんですけども、当然、市民課からとか要請があれば、職員が行っているとは聞いております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）今、多分、福祉課の職員が携帯電話か何かをお持ちになって、それ専用の携帯電話で申し込みみたいなのを受け付けているとか、そういうようなのをちらっとお聞きしたんですけども、今、先進的な自治体では、たくさんの手話通訳がいろんなところにいらっしゃったら本当に便利なんですけれども、なかなか職員事情の関係もあって許せないということで、タブレット端末をそれぞれのところに置いておいて、その夕

ブレット端末で画面を見ながら手話ができ、話ができるということがもう可能な時代になってきておりますので、職員がお持ちの携帯電話なんかを、保健福祉センターと、それと本庁のほうに1台置いていただいたら、それで同時に画面を見ながら手話通訳をしていただけるということも可能ですし、それほどその費用はかからないのではないのかなと思いますし、その辺のことも今後ちょっとやっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）調査研究させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）それと、今、磁気ボードを買っておりますと。途中で聴覚障がいになられた方はなかなか手話を習得するまでには時間がかかりますので、筆談をしたいということで、紙ベースで書くよりは磁気ボードで書くほうが良いという方もいらっしゃって、磁気ボードが置いてあると思うんですけれども、その磁気ボードが保健福祉センターとそれと本庁にも置いてあるんですか。本庁に置いてあって、それが誰でも使うことができるのですよという周知を、職員が認識しているのかどうか、その辺についてはどうですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）磁気ボードにつきましては二つ買ってありまして、1台を持ち出し用にとということで専用に置いてあります。これについては必要ならば使ってくださいよというような啓発を行っております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）2台というのは保健福祉センターに2台ですか。私が調べましたところ、市民課の消費生活センターでしたか、

あそこにも2台あったんですけども、それは数に入っていない2台なんですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）私、今、2台と言いましたのは、福祉課に置いてある2台のことです。

○議長（岡 弘悟君）合計4台でよろしいですか、健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）はい。

○議長（岡 弘悟君）庁内には合計4台ということですね。

18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）だから、4台あるんですよ。だから、福祉課に2台あって、福祉課は保健福祉センターです。本庁のほうに消費生活センターがあって、そこにも2台置いてあるんです。同じ磁気ボードでしょう。だから、それを福祉課のものをわざわざこっちに持ってこなくても、本庁に2台あるのであれば、消費生活センターで使っていなければ、どこでも使えるわけです、本庁で。そういう共通認識を職員たちは持っているのですか、できているのですかという質問をしているわけですけど、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）私が認識していますのは福祉課に2台あって、そのうちの1台は持ち出し可能で、ご自由に使ってくださいよという認識はあったんですけども、済みませんが、庁内に二つあるということは私、認識が外れていましたので、申しわけありません。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）同じ予算の中で買われているものでございますので、ありますので、皆さん、全職員がそういうことを認識を持たれて、上手にあんまり費用をかけなくても、もうこれ以上買わなくても、2台ずつあ

ったら何とかできるかなと思いますので、活用していただきたいと思います。

そのために橋本市はこういう条例があって、手話は言語であるということを職員自身の中から認識を一つにさせていただきたいと思うんです。でないと、それはなかなか市民には広がっていかないのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

時間があんまりなくなってきましたんですけど、市のホームページにライフシーン・目的別で探すという項目で、結婚、出産、子育て、入学・入園とかいろいろな項目が12項目あるんですけども、その中に残念ながら福祉という文言が出てきていないんです。

ほかの自治体でも、出てきていないところもあるんですけども、出てきていない自治体においては、その上のところのバナーか何かのところ健康福祉という項目があって、そこをクリックすると市で行っている福祉のことがずらずらと出てくるんですけども、橋本市の場合は、なかなかボタンを何回か押しがいけないと福祉というのが出てこないの、これは要望になるんですけども、健康福祉部に言っても仕方がないと思いますけれども、またその辺、トップページからすぐに、市長もいつも、教育と福祉のまちづくりとよく言っていますので、福祉という項目も挙げられてはいかがかなと思いますので、提案をしておきたいと思います。

それともう一点は、動画を聾者の方たちと協働でつくっていただいて、2本、大変いい動画をつくっていただいています。動画が張りつけてあるんですけども、どんどんユーチューブの動画というのが、今は子育て支援のほうの動画になっていますので、何とかホームページのトップの脇のところ辺に、つくっていただいた動画がいつでもそこを押したら見られるよというような状態にできないの

かなというふうに、私ちょっと個人的に思いましたので、またその辺のところでもちょっと研究をしていただいて、常に、聾者の方と福祉課の職員が協働でつくられた大変いい動画でございますので、2本つくっていますけれども、またどんどんどんどん本数を増やしていただいて、橋本市は手話言語条例ができたから力を入れているなというふうになるようお願いをしたいですが、その辺のところも研究していただけますか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）手話の動画につきましては、最低でもやっぱり毎年更新というか、毎年つくっていききたいというは思っております。今後そういうような形で進めていきます。

ホームページのところの押すところについても、そこについても庁内全体で協議していきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）やっぱり条例にもちゃんと明記してございますように、手話が言語であるという認識に基づいて、市民お一人お一人が、手話ができる人もできない人も、障がいを持っている人も持っていない人も、お互いが一人ひとりを尊重しながら、尊厳を大切にしていって共生のまちづくりを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 項目めの質問は終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、養育費の受け取り支援策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）養育費の受け取り支援策についてお答えします。

まず、ひとり親家庭に関する本市の現状で



すが、母子・父子のひとり親家庭数は、児童扶養手当の受給者数で申しますと、平成31年1月現在で約640世帯となります。ここ数年、対象世帯数は横ばい状態にあります。

2014年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、子どもの貧困問題の解消は国を挙げての課題となっており、2017年に本市が実施した橋本市子どもの生活に関する実態調査においては、子どもの貧困率が14.4%、子ども7人に1人が貧困の状態にあることがわかりました。

ひとり親家庭イコール貧困世帯という概念はありませんが、離婚成立後は母親が子どもを引き取ることが圧倒的に多いため、就労形態が正規雇用でない場合、経済的に困窮する実情があります。

児童扶養手当の給付事務を担当するこども課では、毎年8月に手当受給資格の更新手続きとして、現況届の提出時に確認作業を行っていますが、子どもの貧困への連鎖を感じた場合は、必要に応じて様々な相談、助言等を行っています。

元配偶者から子どもの養育費を受け取れないという相談を受けた場合は、市の無料法律相談会や厚生労働省の委託事業である養育費相談支援センター、あるいは法テラスを紹介しており、速やかな専門機関への相談が現状改善の糸口となるよう心がけています。

議員おただしの、子育て支援の観点によるひとり親家庭の対策としましては、今後離婚を考える新たな相談者に対し、配偶者と適切な離婚協議が行えるよう、先進地のパンフレットなどを参考にし、現状の窓口対応の充実を図りたいと考えています。

具体的には、窓口には不安定な夫婦関係をいち早く整理したいという相談者もおられますが、相談者が求めるひとり親家庭への支援や制度の説明のみならず、養育費に関する公

正証書や調停離婚で養育費等の取り決めの必要性を助言し、離婚成立後における大切な子どもの養育についての周知をより一層図っていきます。

また、離婚成立後に養育費が支払われないなどの対策については、先進地のモデル事業の実施状況とその成果等について、今後、調査・研究を行いたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君、再質問ありますか。

18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）まず、子どもがいる家庭の離婚というのは年間約10万件を超えておまして、厚生労働省の2016年の調査では、養育費を受け取っている家庭というのは24%であると。母子家庭の平均年収が348万円。父子家庭の573万円と差が開いているわけで、ましてや子どもがいる世帯、要するに離婚していない両親の世帯、それに関しましては年収的には約739万円というところから比べますと、年収的には約半分ぐらいしか母子家庭では年収がないということでございます。

児童扶養手当の受給者数が本市におきましては約640世帯ですか。その640世帯のうちの支給をされている方、それと不支給の方もいらっしゃると思うんですけども、その中で養育費を受け取っている方が何人いらっしゃるのか。また、それが何%かというのがもしもわかれば教えてください。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）何人かというのはちょっと把握していないんですけども、本市の養育費を受け取った方の割合は約24%、4人に1人ということになります。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）ひとり親家庭で、母子家庭が何人とか父子家庭が何人とかってわかりますか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）済みません、今、その資料は持ちあわせておりません。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）急にこういうことをやりますと言っても、本当にこういうこと、養育費の受け取り支援策をやっている自治体というのは本当に先進的なところが多いので、すぐに橋本市でやれと言っても、無理な話やなというのはよくわかっているんですけども、今、11番議員がこども食堂の質問をしましたけれども、子どもの貧困率が橋本市でも大分高いということがわかっていて、こども食堂に関しても力を入れていらっしゃるということでございますので、根本的に子どもの貧困を解消するためには、やはり親が離婚をしても、親は親ですよ、子どもにとっては。

だから、やっぱり責任を持って養育費を払い続けるということが子どもの権利であり、親の責任であるというふうに思いますので、その辺のところをしっかりと行政側が、なかなか制度的に難しい部分があって、わからない部分もあるので、泣き寝入りというか、もう子どもと2人で暮らせたらいわというお母さん方もいらっしゃるかもしれませんが、子どもの権利としてちゃんと守っていくんだよということを指導していただきたいと思います。私はこの質問をしているわけでございます。

研究していただけるということなんです。大津市なんかは、「離婚のときに考えること 子どもの成長と気持ちのために～養育費と面会交流～」として、平成30年5月から作成されて、このようなパンフレットを渡していらっしゃいます。その中で、とてもわかりやすく、行政がつくったにしては、文字ばかりではなく4コマ漫画を入れて、やさしい言葉でやわらかい表現で、子どもの気持ち

であるとかそういうのを、養育費がなぜ要るのというような、うちの子は大丈夫とか、そういうふうにごい読みやすい形のパンフレットをつくっていらっしゃると思いますので、部長のお言葉の中に、お返事の中に、先進地のパンフレットも参考にしながらというのがありましたから、ぜひこういうところも参考にさせていただいて、文字ばかりではなくて、イラストとかやさしい言葉で、皆さまにわかりやすいように伝えていただけるようなものをつくっていただくようお願いしたいと思います。

私がこの中でいいなと思ったのは、子どもの養育に関する合意書というような文書形体が書いてあるわけですね。ただ単に養育費いくらと決めるだけではなくて、面会交流はどのようにするかであるとか、養育費は具体的に支払い期限、何歳まで払うのか、毎月どのような形で支払われるのか、それから、いろんな細かいことが記入例として書いてございます。

だから、これを一つ渡していただくと、あ、こういうこともしておいたほうがいいのだなということもよくわかりますから、ぜひとも、これはダウンロードは大津市はできませんが、やっていただけたと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、ぜひ参考にさせていただきたいのは明石市。これも明石市なんです。明石市も離婚届を提出するときに二つのパンフレットを渡していらっしゃいます。モデル事業として、市が業務委託をしている保証会社と養育費の保証契約を結んで、もしも不払いが生じた場合にはその保証会社が同額を立て替えて支払って、その保証会社は別居中の親に立て替え分を督促して回収するというようなモデル事業を始めるということでございますので、本腰を入れて取り組んでいる

ということなんです。

大阪市もそれに追随して、大阪市ももう予算化、来年度、平成31年度から2,500万円の前算化をして、民間の保証会社と契約した際に市が保証料を補助し、公正証書の作成補助、弁護士による無料相談体制をとるということで進めていってほしいです。

福岡県にいたしましても、弁護士に養育費に関する無料相談ができるクーポン券を配付しているということですので、やはり社会全体で、個人の問題として離婚した親御さんだけに任せるのではなく、やはり地方自治体、行政側が力を入れて、そういう養育費のきっちりとした支払いということに対して取り組んでいただいておりますので、ぜひとも橋本市も取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一点は、養育費に特化した弁護士相談とそれから養育費のメール相談を始めている自治体が多いんですけれども、私が調べましたところ、2016年度からは厚生労働省のほうから弁護士による法律相談を行う自治体に費用を補助する事業も始まったというふうに書いてございましたけれども、これは橋本市のような一般市というんですか、でも可能なんでしょうか。その辺はお調べいただいておりますでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）当初は中核市といいますか、そこだけのための補助制度でしたけれども、多分、今年ぐらいから橋本市もその補助対象で行けるとは聞いております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）そうなんですよね。だから、中核市でもうすごく人数が多いところでやってもなかなか効果は上がらないかもしれないけれども、橋本市がこども食堂に力を入れて、橋本市の子どもの貧困率が高いん

だと言っているのであれば、こども食堂も大事ですけども、こういう根本的な、養育費をきっちり親としての責任を果たすために払っていただくというような取り組みを進めていただくことも大事だと思います。

女性相談窓口というのが電話相談もできましたし、そのような中でまた補助金制度があるのであれば、そういう補助金制度も活用していただいて、養育費に特化した相談というようなことにも取り組んでいただきたいと思います。ですので、ありますと言うんじゃないで、あるのを知っているやったら何でせえへんのやということなので、その辺のところはいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今、資料とかも国から届いているんですけども、今のところ私が見ているところでは、弁護士とかの専門的な職員をこども課に置いて、養育費の相談業務をやるという場合に2分の1補助があるというのを聞いています。

ただ、橋本市においては年間その養育費に関する相談というのが10件程度ということで、専門的な職員を2分の1補助で置くというのはなかなか難しいかなとは思っています。

それと、以前にも一度、養育費に特化した説明会を4年ほど前にやったことはあるみたいですが。そのときに弁護士とかも呼んで、その辺の費用を報償費として払った経過があるんですけども、それについて、国の補助が出るかどうかというのは今ちょっと調査中です。それがもしできれば、一度、相談があった方全体を対象として、養育費に特化した相談なのか、を開きたいとは考えているんですけども、職員として置くのはなかなか難しいとは考えております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）ほとんど母子家庭の

中で養育費をいただいていないという方が多いと思うんですけども、海外では養育費の不払い者に対して国が徴収、取り立てをして、もし払わなければ、例えば免許を取り上げるであるとか、それから、強制的に収監したりだとか、そういうことを行っている国がございます。

国立国会図書館の2015年の調査によりますと、オーストラリアではその成果があって、約98%、アメリカでは約75%のひとり親が養育費を確保できているということなので、ぜひとも、まだ国のほうはなかなか動きが鈍くてできていないんですが、民事執行法要綱案というのが法制審議会のほうで部会でまとまったというニュースもこの前、9月の読売新聞にも載っております、ああ、やっと、養育費を支払う公正証書をつくっても、転居をしたりとか職場が変わったりして、前の旦那がどこで働いているかわからないというときには、なかなか取り立てをすることができなかつたんですけども、この民事執行法要綱案が改正されますと、裁判所による照会制度が、不払いを続ける元夫らの氏名とかを裁判所に訴えたら見つけ出してきて、勤務先とか貯金口座を自治体とか金融機関に照合し、約束が守られるようにするという、そういう、裁判所に財産の差し押さえを申し立てることができるということにもなりますので、早くこういうふうにならないのかなというふうに、ほぼ期待しているわけでございますけれども、国の制度が変わっていないからというのではなくて、現実問題として子どもの貧困がこれほど進んできて、なおかつひとり親家庭が多くいるということでございますので、いち早くそういう先進自治体のいいところを調査・研究を素早くしていただいて、時間をかけずにしていただいて、早く取り組んでほしいと思います。

明石市なんかはホームページの中にPDFファイルで全部の資料が全部出ていますから、明石市の要綱を全部取り入れて、ほかの自治体がつくり方をまねさせていただいているところもございますので、橋本市もぜひ先進的な地域として、そのような養育費の不払いに対する支援策を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

市長、子ども食堂にも力を入れていただいて、クラウドファンディング等をやっているんですけども、この件に関してはどのようなお考えをお持ちか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）土井議員の質問にお答えします。

これは明石市の辞められた泉市長が取り組まれたことなんですけども、確かに必要なことだと思います。ただ、先進地のどンドンどンドン取り入れていくということは非常に費用もかかることでもありますし、どこまで行けるか。特に、国の制度というのは必ず最後は市町村へ飛んでくるので、全てが、3年間ぐらいは国がやってくれても、残り、そこが終われば市に持ってくるのか、消費生活センターもそうなんですけど、3分の2の補助だったのが2分の1補助に変わってきている、さらにまた、ここの部分は出さないというふうなところもありますので、実際に橋本市でそれを取り入れてどれだけの効果が上がるのか。

果たして明石市のように、保証、1件5万円ぐらいでしたか、それで60万円の保証をするというものだったと思っておりますけども、それによって、逆にそういう、母子家庭はそうなんですけど、お父さんに対しての本当に、そこが払える部分がないかもわからんし、そういう

部分でちょっと、非常に個人情報に踏み込んでいくようなところもありますので、その辺はよく、先ほど部長が答弁しましたように、先進地の状況を見て、どこまで効果があるのかというのをちょっと見てみたいなというふうに思っています。

何でもかんでも先進地がええという問題ではないと思いますし、それが橋本市にどの程度の効果があるかというのをきちっと見きわめていく必要もあります。費用対効果の問題もあるし、財源的な問題もありますので、その辺は、部長が答弁したように、先進地の行方を見ながら、うちでもやってみるような決定が内部でできたら、取り組んではいきたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）先ほどちょっと答弁もれで、ひとり親家庭の640世帯の内訳ですけれども、父子が23、母子が536、祖父母が5、それから支給停止が76となっております。以上です。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）私は明石市のような超先進的な、弁護士、保証会社を通してという取り組みがすぐにできるとは思っておりませんけれども、まず、お金のかからないような、こういうパンフレットにしましても、これ多分、職員が手づくりでつくっているのではないかなと思いますし、こういうところから取り組んでいただきたいというふうに。お金がなかったらなりの知恵を出して、先進地のいいところは学んでいただいて、そこからやってほしいと思えますので、よろしくお願ひします。

なかなか、生活に追われて、女性というのは本当に子育てをして働いて、帰ってきたらもうやれやれという感じで、いろいろな法律的なことを調べたりとかということがなかなか

かできませんから、こういうやさしいパンフレットをつくって、ちょっと暇なときに読んでみようかなということで目にとまれば、難しい書類の書き方も、あ、こういうふうに書いたら請求ができるんやということがわかりますから、やっぱりいろんな一人ひとりに寄り添えるような行政というのを、橋本市がぜひ目指してほしいと思えますので、また、お金をかけずにできることから結構でございますので、研究していただいて、取り組みを進めていっていただきたいと思えます。

養育費は本当に子どもの権利であり、親としての責任を果たすということでございますので、面会交流にしてもそうですけれども、その辺を肝に銘じてやっていただきたいと思えますので、よろしくお願ひをして、私の質問は終わります。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、午後3時30分まで休憩いたします。

（午後3時16分 休憩）